

平成24年度 事務事業評価シート

※平成23年度に実施した事業を評価しています

事務事業名称	要介護高齢者手当支給事業				継続				
コード	33	-	23	-	01	-	01	予算事業名	在宅福祉
担当部署	福祉部	高齢者いきがい課	高齢者いきがい担当	予算事業コード	会計 10	款 03	項 01	目 05	

1. 事業の位置付けと関連計画等

第三次川越市総合計画後期基本計画における位置付け 位置付けなしの場合 法令による実施義務 義務ではない

基本目標(章)	1章 ともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち-保健・医療・福祉-	根拠となる法令、条例等	川越市要介護高齢者手当支給条例
方向性(節)	1節 だれもが幸せに地域で暮らせるまちづくり	個別計画等の名称	川越市高齢者保健福祉計画
施策	2 高齢者福祉の推進		
細施策	2.1 介護予防・生活支援の推進		

2. 事業の目的と概要

事業の目的 (誰・何を対象に、何のために実施するのか)	身体上又は精神上の障害があるために在宅で日常生活を営むことに著しい支障のある高齢者に対し、要介護高齢者手当を支給することにより、在宅介護にかかる経済的負担を軽減し高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。
事業の概要 (活動内容、実施手段・方法など)	対象者：市内に住所を有する65歳以上でかつ、川越市が行う介護保険の被保険者で要介護3～5の認定を受けたのうち、介護保険施設等に入所していない方。 支給額：月額8,000円 支給月：4月・8月・12月

3. 実施にかかるコストと実績

(単位:千円)

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		260,000	316,000	320,000	239,368	232,000	
事業費	A	280,964	294,206	301,459	204,499	232,000	248,717
	B	14,800	14,800	14,800	8,880	8,880	8,880
総コスト(C=A+B)		295,764	309,006	316,259	213,379	240,880	257,597
正規職員(1年間の従事人数)		2.00人	2.00人	2.00人	1.20人	1.20人	1.20人
臨時職員(1年間の従事人数)		0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人
国県支出金	D	0	0	0	0	0	0
その他特定財源	E	0	0	0	0	0	0
市の財政負担(=C-D-E)		295,764	309,006	316,259	213,379	240,880	257,597

※24年度、25年度の事業費、人件費は見込額
※臨時職員の給与も、人件費に含みます。

4. 成果指標・活動指標による分析

成果	中心指標	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	指標の定義
成果	延べ支給件数	件	45,114	47,247	48,437	25,562	総手当支給額/月額手当支給額
活動	支給人数	人	5,337	5,481	5,776	3,023	手当の実人数(※H22年度までは本人+介護者)
中心指標の考え方	本事業は、成果指標を中心に評価する。						
指標に基づく評価	平成22年度に制度改正を行い、対象は本人(6,000円/月)と介護者(6,500円/月)から、H23年度から本人のみの支給(8,000円/月)とした。						

5. 事業の実施を通じた分析・評価

(1) 現在の課題と状況	必要性に課題
増加傾向にあった手当支給額も制度改正により大幅に削減され、それに伴う事務量も大幅減少した。しかしながら、今後もさらなる高齢化の進展に伴い支給対象者は増加し、平成27年度には制度改正前と同レベルの支給額になると見込まれる。限られた財源の中で、他の事業とのバランスも考えながら、総合的に高齢者福祉を推進を図るためにも、さらなる事業の見直しが必要となってくる。	
(2) 比較参考値(他市での類似事業の例など)	
全国中核市及び関東圏内人口20万人超の市の調査結果(H21.3現在)によると、市によって支給要件は様々だが、概ね支給額は5,000円以下、要介護4以上で、収入要件も設定されており、川越市より厳しい支給要件であるところが多い。	
(3) 事業を廃止・縮小したときの影響	
要介護高齢者手当受給者にとっては当事業は大変有効な制度であり、事業が廃止してしまうと経済的負担が増してしまう。しかしながら、平成22年7月に実施された公開事業点検では、「廃止」4名、「見直し手継続実施」2名となり、多数決で「廃止」すべきとなっている。	
(4) 所属長自己評価(今後の方向性)	改善(見直し)
在宅介護にかかる経済的負担を軽減するための事業で、平成22年度の公開事業点検で、改正については、十分な議論や市民への周知が必要との条件が付けられ、平成23年度から介護者への支給を廃止する制度改正を行ったが、高齢化の進展に伴い更なる事業の見直しを検討する必要がある。	